

観光業に関わる皆様へ

回 覧

平成23年10月1日  
沼田市経済部観光交流課

## 福島原子力発電所事故に伴う風評被害に係る損害賠償について

9月28日に利根沼田県民局において、「観光業等への風評被害に関する説明会」が開催され、東京電力（株）より損害賠償に係る説明がありましたので、その概要について市民の皆様へ周知いたします。

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針（平成23年8月5日）

- ・福島県、茨城県、栃木県、**群馬県**に事業所が存在する事業主について、観光業の風評被害に対する損害が対象とされた。
- ・外国人観光客を対象とした損害が対象とされた。

※沼田市に事業所が存在する観光に関わる事業主の方は、風評被害等に係る損害を請求することができます。

まずは、福島原子力補償相談室（コールセンター）へ連絡

電話番号 0120－926－404

受付時間：午前9時～午後9時

損害賠償請求に係る請求書が、11種類に分類（法人・個人・販売業・製造業・サービス業など）されていることから、コールセンターにおいて個々に事業内容を確認して、該当する請求書を送付します。

## 〈請求手続のながれ〉

- ①賠償金請求書の用紙をコールセンターへ申し込む（該当する請求書の送付）
- ②賠償金請求書を必要書類とともに提出（受領通知が東京電力より送付される）
- ③東京電力による請求書等の内容確認（不明な点がある場合は問い合わせがある）
- ④東京電力により結果通知書及び合意書用紙の送付
- ⑤合意書へ記名・捺印して返送
- ⑥東京電力から合意書に基づく賠償金の支払い

## 〈賠償の対象期間〉

○今回の請求は、3月11日から8月31日までの損害額が対象となります。

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 3月11日～8月31日に確定した損害 | 今回請求分  |
| 9月1日～11月30日に確定した損害 | 次回請求分  |
| 12月1日～2月29日に確定した損害 | 次々回請求分 |

※以後3ヶ月毎に損害額を取りまとめて請求することとする。

## 〈賠償額の算定方法〉

○前年度実績を基に賠償額算定の基礎となる額を算出し、その額に減収率からその他要因による損害率（20％）を差し引いた率を乗じて算出する。

※7月～9月に実施された「群馬デスティネーションキャンペーン」の実績がこの算出方法に反映されない事例があるため、今後計算方法が変更される場合がある。

※賠償額算定の基礎となる額は、粗利益に減価償却やリース等の固定費を加え、販売手数料や運送費などの変動費を差し引いたものを基本とする。

※前年度の実績が設備投資の実施など例年と大きな差がある場合は、H20・H21のいずれかでよい。

※その他要因による損害率については、阪神淡路大震災による影響を参考としている。

|                    |            |         |
|--------------------|------------|---------|
| 事務担当：経済部観光交流課観光推進係 | 電話 23-2111 | 内線 3243 |
| 白沢町振興局産業建設課産業係     | 電話 53-2111 | 内線 35   |
| 利根町振興局産業課商工観光係     | 電話 56-2111 | 内線 35   |